

おもいやりの輪を広げましょう
みんなにやさしい郡山認定事業
認定事業者を募集します



ターゲット 11.3

令和元年 11 月 26 日
郡山市保健福祉部
障がい福祉課
担当：渡辺 美佐
TEL：924-2381

SDGs ターゲット 11.3 「持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する」

障がいのある方への「合理的配慮」の提供に、積極的に取り組む市内の事業者や団体等を「みんなにやさしい郡山」として認定いたします。

このたび、その事業者等を募集します。

- 1 対象 市内に事業の拠点を持つ事業者（社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う施設及び事業所を除く。）または市民団体等
- 2 申請の受付及び認定期間
申請：随時受付いたします。
認定期間：令和元年 12 月 1 日(日)から令和 4 年 3 月 31 日(木)まで
- 3 認定項目 (1) 情報保障 (2) 施設整備 (3) 環境整備
※ 申請する項目の選定は自由です。(1 項目でも複数項目でも可)
- 4 申請方法 申請書のほか各認定項目ごとに必要な書類を添付し、電子メール、郵送または持参によりご申請ください。



※このQRコードから
申請書及び手引き等を
ダウンロードできます。

メール：shougai Fukushi@city.koriyama.lg.jp

郵送先：〒963-8601（※住所不要）郡山市障がい福祉課管理係 宛

- 5 認定の決定 認定を受けた事業者（認定事業者）の方には、みんなにやさしい郡山認定証を交付するとともに、認定ステッカーを使用いただくことで、「合理的配慮」の取り組みについて広く周知・啓発等を図っていただきます。
また、市のウェブサイト等で認定事業者及び認定内容について公表いたします。

認定ステッカー



<合理的配慮とは>

障がいのある方から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としている旨の意思が伝えられた際に、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。

- 【例】・出入口等に段差がある場合に、スロープなどを設置する。
・講演等で障がいのある方に配慮して座席を決める。